

## 農薬の使用が厳しくなります！！

食品中の残留農薬基準値を設定する方法として、新しい評価方法(短期暴露評価)が導入されました。これにより、農薬を使用する際に、さまざまな影響が出てきますので、下記の点に注意してください。

### ☑使用方法の変更！

新しい評価方法により既存の農薬の登録内容が見直され、対象品目が削除されるものや、使用方法が変更されるものがあります。

### ☑食品衛生法違反(⇒出荷停止)になるおそれも！

登録変更後、手持ちの農薬をラベルどおりに使用すると、食品衛生法違反(残留基準値超過)となるおそれがあります。

### ☑農薬は最新の情報に従ってご使用ください！

登録変更となる農薬が多数ある見込みです。最新の情報に従って使用するよう注意してください。



### すでに一部の農薬で登録が削除された品目があります！

栽培を開始した作物が該当していないか、確認してください(裏面参照)。

<例1> オルトラン粒剤、ジェイエース粒剤  
⇒ ミニトマト等で登録削除

<例2> オルトラン水和剤、ジェイエース水溶剤  
⇒ なす、ブロッコリー、トマト他複数品目で登録削除

**在庫農薬も  
要注意！**

**※今後も、随時登録変更が発表される見込みです。**

**最新の情報に従って農薬を使用してください。**

ご不明な点がございましたら、会津坂下農業普及所(TEL:0242-83-2112)  
または  
農薬販売店、各農薬メーカーまでお問い合わせください。

